

令和2年度

第1回東大和市地域福祉審議会会議録

東大和市福祉部

○A会長 (1) 第6次東大和市地域福祉計画等福祉4計画(中間案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(嶋田福祉推進課長) 引き続き事務局、福祉推進課の嶋田でございます。

それでは、議題(1)第6次東大和市地域福祉計画等福祉4計画(中間案)についてご説明を申し上げます。

ここからは、ここに、次第のほうに記載されております①第6次東大和市地域福祉計画(中間案)について、②第2次東大和市障害者総合プラン(中間案)について、③第2次東大和市健康増進計画(中間案)について、及び④東大和市自殺対策計画(中間案)についてを一括でご説明させていただき、その後に委員の皆様からご質問をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、各計画の概略でございますけれども、10月にそれぞれの審議会の下部組織といえますか、各部会が開催されまして、それぞれの部会で所管する計画についての中間案につきましてご審議をいただいたところでございます。

また、各部会の場で部会員の皆様からご意見をいただき、それらを反映させたものが本日、資料1から4、冊子になっておる中間案という形となっております。

なお、地域福祉部会につきまして申し上げますと、10月28日の水曜日に開催されまして、第6次東大和市地域福祉計画(中間案)をご審議いただいたところです。その中でいただいた意見につきましては反映しているところですが、主な意見としましては、地域共生社会実現のための土台となる地域の人をどう取り組んでいくのか、成年後見制度に関する記述について、高齢者福祉計画、また障害者総合プランの整合性を分かりやすく記述したほうがよい、それから、第6次の施策の体系から総合福祉センターは〜とふるの記載を削除したのか、また、用語について国の表現と統一を持たせたほうがよい等々のご意見をいただいたところでございまして、これらの意見を反映した中間案という形となっております。

それでは、第6次東大和市地域福祉計画(中間案)のご説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、資料の1、第6次東大和市地域福祉計画(中間案)、これが実際の中間案の冊子でございますが、本日の説明につきましては、資料5、第6次東大和市地域福祉計画(案)の概要、こちらに基づきまして説明のほうを行わせていただきますので、まず、資料の5をご覧くださいと存じます。

まず、A3版横向きになっておりますこちらの表の左側でございますが、よろしいでしょうか。

1、策定の背景でございますけれども、こちらは、現行の第5次東大和市地域福祉計画期間中の平成27年から令和2年度、今年度ですね、までの間に2度にわたる社会福祉法の改正がありましたことから、そういった背景、その旨を記載しているところでございます。これに伴いまして、地域福祉計画の大きな枠組みの変化としまして、地域福祉計画が

他の福祉計画を包含する位置づけ、上位計画的な位置づけになったというところですね。もともと地域福祉計画の性格をも保ちつつも上位計画としての位置づけがされたというところでございます。また、2度にわたる法改正によりまして、新たに地域福祉計画に盛り込む必要が生じた概念としまして、地域共生社会、それから、包括的支援体制の整備及び重層的支援体制の整備がありますので、こちらを策定の背景として記載しているところでございます。

次に、2、計画の基本的な考え方でございます。

まず、(1)基本理念としまして、こちらの基本理念を第5次の計画から改定しまして、「人と地域がつながり支え合うあたたかい地域共生のまち 東大和」としております。これは、先ほどの策定の背景の中で社会福祉法の改正において地域共生社会という概念が創出されてきたこと、また、新たに市が総合計画として策定しております第3次基本構想での福祉・健康部門での施策大綱に基づいた形で修正をしたものでございます。こちらは、資料1の冊子につきましては28ページに記載されているところです。後ほどご覧いただければと思います。

次に、(2)改定の重要点でございますが、大きく次の①から⑥までの6点でございます。

まず、①でございますが、社会福祉法の改正に合わせ、計画後の位置づけを5計画で統一しております。こちらは資料1の6ページに記載されております。

次に、②でございますが、各福祉計画の基本理念を地域福祉計画中に掲載しております。これは、先ほど申し上げましたとおり、地域福祉計画が他の福祉計画を包含する立場を併せて持つようになりましたことから、各福祉計画の基本理念を計画中に載せたものでございます。こちらは資料1の8ページから9ページに記載されております。

次に、③でございますが、地域福祉を巡る状況についてでございますけれども、平成31年度に実施した市民アンケート、こちらをベースに数値等を更新しております。こちらは資料1の15ページから27ページに記載しております。

次に、④でございますが、他の5福祉計画の基本理念を実現するものとして、基本目標を新設し、各計画の担当課を取組項目の担当課としたものであります。こちらは資料1の29ページに記載されております。

次に、⑤でございますが、地域共生社会実現のための包括的支援体制、重層的支援体制を実施するための取組項目を新設しております。これは、計画策定の背景にありました包括的支援体制の整備、重層的支援体制の整備を具体化し、取組項目として記載したものであります。こちらは資料1の34ページに記載されております。

最後に、⑥でございます。市町村における成年後見制度利用促進基本計画に相当する内容を地域福祉計画内に含有する形で新設をいたしました。こちらは単独で計画を策定する

ものではなくて、地域福祉計画内にて施策や指針を定めたものでございます。こちらは資料1の44ページ以降に記載をされております。

続きまして、資料5のA3の右側ですね、こちらをご覧くださいと存じます。

3、計画の期間でございますが、第6次東大和市地域福祉計画は令和3年度から令和8年度までの6年間の計画期間としております。

最後に、4、施策の体系でございますが、第5次計画までは基本目標は1から4までとしておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、基本目標を1つ新設しましたことから、第6次計画では5つの基本目標となります。また、この基本目標を実現する方法として、各取組項目を策定し、地域福祉を推進し、地域共生社会の実現を図ることを中心に施策の体系の見直しを図りました。主な取組項目は、第5次から引き続きのものでありますけれども、新たに第6次の計画として取り入れた各施策の特記事項は、右下の四角内の中の施策の特記事項に記載のとおりとなっております。

雑駁ではありますが、第6次東大和市地域福祉計画（中間案）の説明は以上でございます。

引き続きまして、障害福祉課長のほうから説明をしてもらいます。

○事務局（大法障害福祉課長） 皆さん、こんばんは。

4月1日付で障害福祉課長に着任をいたしました大法と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、説明の前に、事前に配付をさせていただきました資料6、第2次東大和市障害者総合プランの冊子におきまして、ページの差し替え及び文言の訂正をお願いいたします。

まず、本日、机上にA42枚置かせていただきました。こちらにつきましてページの差し替えでございますが、74ページの一番上の項目、児童発達支援センターの設置における説明、また、もう一枚のほう、89ページ、こちら、（4）保育所等訪問支援における見込量確保のための方策、こちらの説明書きにつきまして、同様の訂正内容であります。一部修正がございます。修正内容でございますが、「やまとあけぼの学園の老朽化対策に係るみどり福祉園跡地の活用により」、こちらを「やまとあけぼの学園の老朽化対策に併せ、市有地を有効活用し」と修正をさせていただきましたので、改定させていただきましたものと差し替えていただきますよう、お手数でございますがどうぞよろしくお願いいたします。

2点目が冊子の13ページでございます第3節、重要施策、こちらの上の箇所に重点施策1、白抜きの文字がございますが、「障害のある人の権利擁護、理解促進のための」で切れておりますが、この後に「施策」という文字、こちらが入るべきでございましたが、抜けておりましたので訂正、お手数ではございますが、下の重点施策2、あるいは重点施策3同様に一番後ろに「施策」という文字を加えていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

訂正の報告は以上でございます。

それでは、第2次東大和市障害総合プラン（案）の概要につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、10月21日に開催されました地域福祉審議会障害者部会における審議の状況につきまして報告をいたします。

部会におきまして、資料2の冊子、こちらの35ページから始まります「第4章 障害のある人に係る施策の展開」、第5次東大和市障害者計画に当たるものでございます。それから、69ページから始まります「第5章 数値目標と確保のための方策」、こちらは第6期東大和市障害福祉計画並びに第2期東大和市障害児福祉計画に当たるものでございますが、こちらを中心に説明及びご審議をしていただきました。

委員の皆様からいただいたご意見、ご感想といたしまして、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という表現について、「にも」という言葉を使うのはいかがなものかというご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、介護保険の分野で地域包括ケアシステム、こちらは既にありますことから、そういう意味においても、精神障害にも同様の考えを適用し、システムを構築していこうというような国の呼びかけでございまして、一つの塊の決まった言葉であるため、表現に関しましては、「にも」、こちらを使用するということでご了承をいただいたところでございます。

ほかに、感想といたしまして、視覚障害や聴覚障害など、情報コミュニケーションの支援に必要な方への問題意識が感じられた内容となっている。引き続き就労支援センターを中心とした支援の継続をお願いしたい。インクルーシブ教育、医療的ケア児支援、農福連携、そうしたものを是非進めていただきたい。ボランティア活動をする人を増やすことが障害福祉施策の推進に寄与するのではないか。グループホームの整備において、アパートの入居に当たっての保証人の問題とか、借りるに当たっての事業の充実をしていただきたい。情報コミュニケーションの支援において、支援拡充の取組においては、視覚や障害など、様々、情報取得やコミュニケーションが困難な方に対する環境整備や支援拡充のための取組をお願いしたい。こうしたご意見、感想をいただいたところでございます。

一部、補足の必要性を問われた箇所につきましては、ご意見を踏まえまして、事務局におきまして一部を追記させていただいております。

以上、障害者部会においていただいたご意見、ご感想を紹介させていただきました。

続きまして、第2次東大和市障害者総合プラン（案）の説明をさせていただきます。

A3版の概要、こちら資料6でございしますが、こちらをご覧ください。

初めに、1、策定の背景でございしますが、本計画は、障害者基本法に基づく第5次障害者計画、障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画を一体的な計画として策定するもので、これらの計画を障害者総合プランと総称するものでございます。

資料6の冊子で申し上げますと35ページから68ページの第4章が第5次東大和市障害者計画に当たるもので、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市町村における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものでございます。

冊子の69ページから103ページの第5章が第6期東大和市障害福祉計画及び障害児福祉計画に当たるもので、第4章の第5次東大和市障害者計画として、障害のある人に係る施策の展開のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障害福祉サービス等の数値目標と確保のための方策を示すものでございます。

次に、2、計画に対する基本的な考え方ではありますが、計画策定に当たりましては、関係法令の改正を踏まえた新たな施策の展開、上位計画である第6次地域福祉計画との調和を図り、また、障害者基本計画、障害福祉計画策定に係る基本的な指針及び東京都の基本的な考え方などを踏まえた内容としております。

なお、東京都の基本的考え方でございますが、発表が遅れておりまして、第5章での記述が現時点であって、あるいは明確になっていない箇所が幾つかございます。恐らく国の基本的な指針に準じた方向性が示されると、そういうものではないかというふうに認識をしておりますが、現段階ではそのような表記になっておりますことをご了承願います。

次に、3、計画の期間でございますが、現在の第4次障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が令和2年度で終了いたしますことから、それに引き継ぐ計画といたしまして、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする計画を策定するものでございます。

次に、4、計画の理念・目標でございますが、国の基本的な指針におきまして、「地域共生社会の実現」、こちらが掲げられておりまして、地域のあらゆる市民が支え手と受け手に分かれるというのではなく、共に住みやすい町を作っていくことが重要とされております。次期計画におきましては、現計画の理念を引き継ぎつつ、障害の有無にかかわらず、全ての人が共に支え合いながら、共生社会を実現することを目指して、共生社会を強調するという点で、計画の理念を「障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくろう、共生のまち東大和」と定めました。

また、理念を実現するための4つの目標を定めております。1番目といたしまして、「自立を支える基盤の整備と充実」、2つ目が「自立を支えるサービスの充実」、3つ目が「ライフステージに対応した支援の充実」、4つ目が「共生社会実現をめざした地域づくり」でございます。

なお、A3の概要版には記載しておりませんが、施策の体系につきまして補足をさせていただきます。施策の体系につきましては、冊子の14ページから16ページに記載をさせていただきます。施策の体系の考え方でございますが、基本的には、目標の部分は第1次プランの施策体系を踏襲しております。他市の計画とも比較をいたしました。次期計画に

においても大きく変える必要はないというふうにと考えたところでございます。その上で、取組項目につきましては、追加、修正、または移設、削除などを行いました。

目標2の中の体系につきましては大きく変えております。理由といたしましては、障害者総合支援法に基づく個々の障害福祉サービスは、第5章の障害福祉計画、障害児福祉計画と重複する部分がございますので、こちらは参考として掲載をいたしまして、目標の設定は行いませんでした。第5章に委ねた形にしております。

2つ目として、これまでの自立支援給付サービス、地域生活支援事業、在宅障害者支援事業、そういった予算書的な区分けを日常生活の支援、情報コミュニケーションの支援、移動・外出のための支援、医療費助成・手当、こうしたサービスの種別ごとに仕分をいたしました。こうすることによりまして、読み手にとって分かりやすい、また、理解をしていただきやすいのではということで組み替えたところでございます。

また、新規追加の項目につきましては、これらの地域福祉計画、そうしたものと重複する事業のほか、障害福祉計画におきましても、令和2年度から取り組むこととしております地域生活支援拠点、こちらに係る新規事業、あるいは国の基本的な指針で挙げられている取組の中で着手を検討すべき事業、こうしたものを掲げているところでございます。

次に、資料6に戻りまして、5の重点施策でございます。本計画に特に重点的に取り組む項目といたしまして3つの施策を掲げております。1つ目が障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策、2つ目が地域で安心して暮らし続けるための施策、3つ目が地域共生社会実現のための施策でございます。特に地域共生社会の実現につきましては、国の基本的な指針においても見直しのポイントの一つとなっております。

重点施策2及び3におきましては、新規の取組項目を設けております。新規項目として加えた背景といたしまして、市民意識調査においても、知的精神障害のある方が親亡き後の支援について大きな不安を感じている結果が出ております。市といたしましても令和2年度から障害者のある人が高齢化、障害が重度化してもなお地域で安心して暮らしていけるよう、地域の関係機関と連携を始めております。更に障害福祉人材の確保に取り組むなど、機能の整備・充実を図っていくこと等を念頭に新規項目として設定させていただいております。こうした新規の取組を新たに加えて、障害のある方の生活を地域全体で支えられるよう、施策を推進してまいりたいと考えております。

東大和市障害者総合プラン（中間案）の説明につきましては以上でございます。

○事務局（志村健康課長） 健康課長の志村でございます。

それでは、資料の7に基づきまして、第2次健康増進計画（案）についてご説明をさせていただきます。

まず、1、策定の背景についてであります。市町村健康増進計画及び市町村食育推進計画の第2次として策定するものです。この計画は、健康寿命の延伸を図り、「健幸都

市」の実現に向け、健康づくり施策を総合的に推進するための方向性を定め、基本指針とするものです。

2の基本的な考え方についてであります。 「健幸都市」の実現に向けて策定いたしました東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランとの整合性を図り、また、様々な関係者が協力して、健康寿命の延伸の取組の契機として策定・発表いたしました「健幸都市宣言」との整合性を図るものいたしました。

次に、4番の計画の理念・目標についてでございますが、基本理念は、こちらの「健幸都市宣言」を踏まえ、改定をいたしております。「一人ひとりが協力して 限りある命を大切にし、健康で幸せに暮らせるまち 健幸都市 東大和」といたしました。また、今回、中・長期目標といたしまして、新たに具体的な数値目標を掲げております。

次の総合目標につきましては、第1次と同様でございます。ただ、健康寿命の延伸の指標として、65歳健康寿命ということで、東京都が指標として採用しております正式な名称を第2次では使うような形といたしました。65歳健康寿命につきましては表の下のほうの米印に説明書きが書いてございます。65歳健康寿命は、現在65歳の人が何らかの障害のために要介護2以上の認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受けた年齢を平均的に表すものとして、東京都が独自で指標を定め、東京都内の6市町村での数値のほうを毎年積算しているということから、その伸びを測るためにこちらのほうを文言として記載したものでございます。

次に、右半分にお移りください。

5の基本目標でございます。こちらは新たに基本目標4といたしまして、健全な食生活を実践するための食育の推進を加えました。こちらは食育推進計画を第1次から引き続き加えておりますけれども、こちらのほうを重点的にまた取り組んでいくということで、基本目標を別立てで作ったものでございます。

次に、6、施策の体系でございます。こちらでは、基本目標ごとに施策を体系化し、施策ごとに成果目標と目標数値を記載いたしております。後で冊子の資料3をご覧くださいればと思いますけれども、48ページ以降、第1次からレイアウトを変えまして、成果指標ごとに現状値、目標値、目標値の検証資料などを表にして、計画の進捗状況の点検や確認が行える構成といたしました。

また、冊子の資料3、62ページからは、具体的な事業を記載いたしまして、今年の2月に策定いたしましたアクションプランと取組事業とを連動させるような形で掲載をいたしております。

次に、健康推進部会で出た意見といたしまして、他の計画ではフレイル予防などの記載があり、健康増進でも組み込めるといいというご意見がありました。それに対しまして、冊子の資料3、55ページに高齢者の健康づくりというところで、市民と行政の役割分担

の中でフレイル予防に取り組んでいくとの記載があることを確認いたしまして、高齢介護課の介護保険管理の計画と連携を図っていくということを説明いたしております。

健康増進計画の説明は以上でございます。

続きまして、資料8をご用意ください。

東大和市自殺対策計画（案）についてご説明を申し上げます。

まず、1、策定の背景についてであります。この計画は自殺対策基本法の規定により策定が義務づけられております市町村自殺対策計画となります。これは、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、保健、医療、福祉など、関連施策との有機的な連携を図り、生きることの包括的な支援を総合的に推進するために策定するものでございます。

次の2の基本的な考え方についてであります。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的な要因があり、自殺はそれらの要因が複合的に絡み合い、精神的に危機的な状況にまで追い込まれた上での現象とされているために、様々な観点から対策を講じて、生きることの阻害要因を減らし、生きることを促進させる要因を増やす必要があるといたしました。

次に、4の計画の理念・目標としましては、国の総合対策大綱に基づきまして、東大和市民一人一人がかけがえのない個人として尊重される地域、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現に向けて、基本理念、5つの基本方針を定めました。基本理念といたしましては、「ともに ころろつなげていのち支えあう だれも追い込まれることのない東大和市」といたしております。

次に、5番の基本施策・重点施策でございます。こちらは、地域の特徴を踏まえた3つの基本施策とし、また、重点的に取り組む3つの施策について記載をいたしました。

続いて、右半分をご覧ください。

6、地域自殺実態プロフィールでございます。こちらのほうは、国から示されました東大和の実態、プロフィールに基づきましたものを載せております。

次に、7の施策の体系でございます。これにつきましては、基本施策ごとの各項目、また、重点施策ごとの取組内容について記載をしております。東大和市では、地域実態プロフィールにより、高齢者、生活困窮者が示されており、そこに次世代を担う若者への自殺対策を盛り込んだ3つの重点施策といたしております。

また、冊子の資料、後でご覧いただければと思いますけれども、冊子の46ページには計画の目標値を記載しております。総合目標や国の大綱と合わせ、自殺死亡率を30%減らすことを目標といたしております。

また、基本施策・重点施策それぞれにおいても指標を定めております。

また、冊子の47ページ以降は、資料編としておりまして、自殺相談、心の悩みなど、各種の相談先を記載いたしております。

また、庁内関係各課が行う関連事業のうち、自殺対策に関連するものを一覧で掲載しております。

それから、健康推進部会で出ました意見といたしましては、周知や啓発について、相談先や相談窓口、ゲートキーパーといったところの周知など、啓発物も含めた活動をもっと行う必要があること。また、ゲートキーパー研修の取組の方向性として、職員、関係機関、市民が受講して、身近な人が話を聞いてくれたり、みんなで支えができることよい。次に、また、相談することは身近なものと思ってもらえるような啓発活動、気軽に足を運べる環境づくりが大切であり、地域共生社会の構築はとてもいい内容ではあるが、一方、非常に難しい内容でもあるため、挨拶など、一人一人ができることから取り組むのが大事である。また、自殺の動機で健康問題の数値が高いため、健康増進計画において、更なる実効的な取組が自殺対策にもつながると思うなどの意見をいただきました。事務局からは、これらに対しまして、まず、啓発につきましては、既存の啓発物も含めた、新たな啓発物の作成や親身に分かりやすい啓発の工夫などを検討すること、また、周りが気づいてあげて声をかけたり、周囲につなげていくことが大切なため、繰り返しの周知やあらゆる人たちへの意識の啓発が大事であると説明をいたしました。

また、重点施策の目標値が「減らす」となっている記載についての質問に対しまして、目標指標とすべき適当な基準がないために、自然に減ったのではなく、対策に取り組んでいくという意味合いで「減らす」と積極的な表現にしたということを説明いたしました。

自殺対策計画についての説明は以上でございます。

すみません、資料7のちょっと訂正をお願いいたします。A3版の資料7になります。

まず、2の基本的な考え方の上から2行目、鍵括弧の「東大和市健康寿命取組方針」となっておりますけれども、こちらは「健康寿命」の後に「延伸」が入ります。「健康寿命延伸取組方針アクションプラン」となります。

同様に4番の基本理念・目標のところにも同じ鍵括弧で同じ文言がありますけれども、こちらも「延伸」が抜けておりましたので、そちらのほう、追加で訂正のほうをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 大変長くなりましたが、（1）第6次東大和市地域福祉計画等福祉4計画（中間案）につきましてのご説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。

事務局から、（1）第6次東大和市地域福祉計画等福祉4計画（中間案）についての説明が終わりました。

ご質問がございましたら、お名前をおっしゃってから、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○○委員 ○と申しますけれども、2点ばかり質問したいと思います。

先ほど、まず、健康増進計画で49ページ以降、目標がさつき説明ありましたけれども、目標値と書いて、「増やす」、「増やす」とかって、目標値と書いてあって、「増やす」「減らす」というのは、これはあまり好ましい表現ではない。目標値と値を書いてあるんならば、「何%減らす」とか「何%増やす」とか、こういうのがあれで、やるのなら「目標」しかないと思う。これはちょっと検討していただければと思います。

それから、2点目が自殺対策。ゲートキーパーの育成というのは非常にいいことだと思いますけれども、ゲートキーパーを何人くらい育成するのか、それから、ゲートキーパーはどういう役割を期待するのか、そういうことをもう少し明確にしたほうがいいんじゃないかと思います。

○事務局（志村健康課長） 健康課長の志村でございます。

まず、1点目の健康増進計画の目標値について、「増やす」といったことなんですけれども、こちらのほうはなかなか事務局の中でも議論がありまして、例えば49ページですと、習慣的に運動しているものの割合を増やす、現状値が49.3%、増やすというふうにしたところがございます。こちら、健康増進につきましては、健康づくりに取り組んでいただく、市民の皆様が取組があつてこそ、数値が増えていくというようなところで、客観的に見るデータが非常にないというところの現状もございまして、これをこういう記載にいたしまして、今後、いろいろなところの指標が出てきたときには、そういった指標も参考にしながら、東大和としての推移を見ていきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の自殺対策計画のゲートキーパーをどの程度増やすのかということでございます。そちらが既にゲートキーパーの研修を民生委員の方や職員を対象に始めているところがございます。今現在の受講修了者の方の数値などを参考にしながら、今後、民間的にどの程度増やしていけるのかといったことを、見込みなどを立てながら、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○○委員 すみません。目標値と書いて、「減らす」「増やす」のはまずいいんじゃないか。「目標」にするとか、何かしたほうがいいんじゃないか。別に答えはいいですけども、見直すときにもうちょっとこれ、見直したほうがいいんじゃないか。前回のでちゃんと目標という数値が入っているんですね。「目標値」と入れるならやっぱり数値を入れるべきだと思います。

それから、もう一つ、ゲートキーパーについては、じゃ、具体的にどう、この人たちに役割を担ってもらえるのか。やっぱりその資質向上を含めて、どういうふうに担ってもらえるか、やはりそういうものをもう少し明確にしたほうがいいんじゃないかと思います。

○事務局（田口福祉部長） すみません、まず、「目標値」につきましては、「値」という字が入っている以上は「値」を入れるべきだろうというふうな、多分ご指摘だったと思

いますので、今後、この辺を次のステップの段階でこちら辺は少し表現を検討化させていただきたいと思います。

また、ゲートキーパーにつきましては、ちょっと話がずれますけれども、このオレンジリング、認知症の関係の研修なども、目標値、国なども定めたり、市としても定めてきておりますけれども、どこまで定められるかどうかというところも、また、この6年間という期間の問題もありますので、ちょっと現状の研修状況と、また、これからの計画等も加えまして、目標値が数字化できるかどうかも含めまして、今後検討を加えまして、次のステップの段階では何かしらご回答ができるようにしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

〇〇委員 せっかくゲートキーパーを育成するのであれば、どういうふうな役割を担ってもらえるのか、やっぱりそれは、ある程度しっかり考えを持ってやったほうがいいと思いますので、是非、また検討のときに。それから、ゲートキーパーになっても、例えば自殺予防とか、気づきとかあってあるんだけど、難しいんだよ、非常に。そこはだから、もうちょっと突っ込んで検討したほうがいいんじゃないかなと、そういうふうに思っています、すみません。

〇A会長 ありがとうございます。

ゲートキーパー等、地域育成の見守り支援であったりとか、そういうものが非常に重なってくると思うんですね。今委員がおっしゃったところというのは、そういう地域育成・見守り支援とはまた違って、今度自殺というのはとても複合的で専門性も高い、そういうものになるので、養成を考えると、もう少し専門的なところが必要なんじゃないかという、そんなご指摘をいただいたような気がいたします。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

S委員、お願いいたします。

〇S委員 地域福祉計画と障害者総合プランについて質問します。

地域福祉計画のほうは部会でも質問させていただいて、それもまた繰り返すようで恐縮ですが、資料1の59ページ以下の関連事業、成年後見制度に関する関連事業について掲載するというので、この辺を詳しく説明されたりはしているんですが、その引用をされている障害者総合プラン等に当たりまして検討しますと、どうも関係性がいま一つよく分からない。例えば、ちょっと前後しますが、障害者総合プランで、こういう成年後見制度関係事業やっていますというのが第7節、地域生活支援事業実施に関する事項で成年後見制度利用支援事業、後見制度法人後見支援事業等、これ数値も入れて具体的に事業としてやられていることはよく分かるんですが、この主な取組として、1-1、1-2、1-3というのが引用されている障害者総合プランに当たると、自立を支える基盤の整備と充実のための事業であって、このプラン自体が成年後見制度を意図してやっている事業なのか

なというふうに思う。ですから、障害者総合プランのほうは、障害のある人の権利擁護の推進という趣旨でやっているんですが、この引用しているほうの地域福祉のほうは後見制度事業の一環だと、ちょっとその辺がちぐはぐなんではないかと。

その中で特に1-3障害のある人の意思決定支援事業の推進、これは広く解釈すれば、現在の後見制度の考え方がこれまでの代理とか、代行という考え方から、広く意思決定支援をする事業だというふうに考え方が変わりつつありますから、これが例えば一般市民が質問したとしても、後見制度上に関連するんだと言えらると思えますが。障害者差別とか、障害者虐待防止、これはそれぞれ非常に重要な事業ですが、後見制度として意図されているのかなというのをふと疑問に思う。私が思うということはほかの市民の人も思うんじゃないかと。

同様に前のページの高齢者福祉計画の関連事業で、これも成年後見制度の利用とか、成年後見制度市長申立てというのは分かりますが、日常生活自立支援、これと法人後見の関連をあえて探すとすれば、日常的な金銭管理サービスをやりますと、後見になるような人は、一応みんな金銭管理サービス……

(「すみません、何ページになりますか」の声あり)

OS委員 59ページと60ページのほうっています。

それを、例えば社会福祉協議会が日常的な金銭管理サービスをやるかもしれない、同じように社会福祉協議会が法人後見で後見をやるかもしれないというようなことになると確かに関係があるんですが、これを、権利擁護の充実として取り上げている事業を成年後見制度の関連事業だと、やるかどうかというのは、よく検討を要するんじゃないかというふうに思います。それでは地域福祉計画といっても、質問事項です。

続いて、障害者総合プランに入っているいいですか。

OA会長 先に、それについて。

○事務局(嶋田福祉推進課長) すみません、ただいまのご質問でございます。福祉推進課の嶋田でございます。

資料でいいますと、資料1、地域福祉計画(中間案)の59ページ、61ページあたりの記載ということでの今、疑問点をご質疑いただいたところでございます。

内容につきましては、ご指摘受けて、ちょっと精査をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、私ども成年後見の事業と、いわゆる日常的な成年後見に至るまでの手前での、何ていうんでしょうかね、権利擁護事業として社会福祉協議会とかでやっていますけれども、そのあたりのところが、文言としては成年後見と権利擁護というのは違うわけなんですけれども、ある意味そこが権利擁護制度の方が成年後見制度に移行していくみたいな実態もあるというふうに感じておまして、そういった中でこの59ページにある主な取組というところで、実際社会福祉協議会で担っていただいております。

す認知症の関係の方への事業、自立生活支援事業とか、そういったところの事業を記載しているというところがございます。

今、ただいまのご指摘もいただきまして、もう一度そのあたりの記載ぶりとか、誤解のないような表記、そういったところは工夫、検討してみたいというふうに考えております。以上です。

OS委員 分かりました。

障害者総合プランのほうについて、引き続き、また質問させていただきます。

障害者総合プランのほうで気になった1点目は、41ページに、これはほかのところにでてくるんですが、緊急一時保護及び支援事業、自立体験事業を重点施策としていった。これは、この2つの具体的項目というのはどこにあるか、それちょっと探せなかった。後半のほうのどこかに具体的な項目として、目標値を上げるとか、数値を上げるとかいうところがあるんじゃないかと思うんですが、ずっと探しているんです。これは単に探せなかったので、私が見落としていれば、あれしていただいたら結構です。

それから、数値目標が出てくる5章以下で、例えば30年度、31年度実績があつて、令和2年度の実績見込みがあつて、計画期間の見込みがあるというような数字で並んでいるんですが、おおむね実績は比較的よくないと、見込みのところは比較的數字がよくなって、今度、令和3年度に入って計画期間の見込みになると、數字がまた少し悪くなって、最終年度の令和5年度ぐらいになると、数値がよくなるというような項目が多いのが気になりました。

例えば79ページの自立訓練、これは31年度で1で令和2年度ゼロになって、3年度からまた1件ずつになる。どうしてこういうふうになるのかなという。

それから、85ページの相談支援サービス、地域定着支援、これ30年度、31年度はゼロ、ゼロ、令和2年度は3件の見込みです。ところが3年度になるとまた1件になって、令和5年度は2件ぐらいいける見込みですというふうに何か、そういう数値設定が合理性があるのかなと。

それから、保育所等訪問支援、これは89ページにあるんですけども、保育所等訪問支援。30年度、31年度はゼロで、令和2年度は10件きます。3年度、4年度はゼロです。令和5年度になるとまた10件いっています。

とかですね、その下の居宅訪問型児童発達支援、これも30年度、31年度はゼロでした。令和2年度は2件出ます。3年度はゼロ、4年度は1件、5年度は2件。

それから、その次のページの90ページに医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数、これは30年度、31年度ゼロですが、令和2年度は1件配置します。令和2年度は1件配置しておきながら、令和3年度はゼロになります。4年度、5年度はまた1件になります。

というふうに、全項目を挙げてもちょっと切りがないんですが、大きな傾向として、令和2年度の見込みが比較的よくなって、計画期間に入るとやや数値がダウンして、またよくなるという、この辺がそれなりに合理的な説明ができればいいんでしょうけれども、何かその辺が一市民としてはやや疑問に感ずる点です。

○事務局（大法障害福祉課長） 障害福祉課、大法でございます。

2点、ご質疑いただきました。

まず、1つ、41ページにございます緊急一時保護及び支援事業、それから、自立体験事業、こちらの目標値というものがあるのかというご質疑でございます。こちらのほう、項目としては、この後ろに続きますページで申し上げますと、47ページ、こちらに3-7緊急一時保護及び支援事業、それから、3-8自立体験事業ということで内容があって、それから実施状況、それから令和5年度の目標ということで書いてございます。目標値につきましては、第5章には、障害者総合支援法で定める障害福祉サービス、こうしたものにつきまして、法により具体的な数値目標、それから、それを達成するための具体的な取組ということを表記しなさいということが法で縛られてございます。この第4章につきましては、各市の状況におきまして、今ある障害のある方を取り巻く現状を踏まえて、各市における取り組まなきゃいけない事業、施策の展開を表記しなさいというものでございます。

実は、この3-7、3-8、ともに新規事業ということで今回の計画に新規で表記をさせていただいております。現在、障害のある方の高齢化、あるいは障害の重度化、また、親亡き後を見据えてということございまして、地域で支えるということが地域共生社会ということを先ほどから申し上げておりますけれども、そうした支援体制をして、各地で取り組みなさいということが国の基本的な指針においても示されております。

実は令和2年度から、そうしたことを踏まえまして、市におきましても地域生活支援拠点事業というものに取り組んでございます。その一環として、令和2年度、今年度から緊急一時保護事業ということで、これまで、この緊急一時保護というのは、虐待があった場合に支援者を一時的に保護するということに要件をしておりましたが、今年度から、その利用要件の緩和をいたしまして、虐待のみではなく、例えば看護されている方が病気になられたということで支援ができないと、ご家族のそういう状況も踏まえても、緊急一時保護というものを利用できるように市のほうで新たに組み込んだものでございます。

また、3-8の自立体験事業、こちらは、まず一つ、今年度から宿泊型自立訓練ということで、独り暮らしとか、グループホームでの自立を目指して、1週間から3週間、短期間でそういう体験、自立の体験ができるよう、新たな支給決定というものを市のほうで定めたところでございます。

そうしたものをまた順次、地域生活支援事業というものを段階的に令和3年度、令和4年度を、段階的に拡大をして、令和5年度に書いてあります、令和5年度の目標というと

ころには具体的な数値、ここには書いてはおりませんが、そうした対象者の拡充、あるいは体験事業の実施ということに取り組んでいくということでございます。なので、こちらのほうには、ほかの項目と同様、具体的な目標値というものは明記しておりません。

それから、2点目のご質疑でございます。

第5章におけます表の見方でございますが、76ページ、お開きをいただきたいというふうに思います。こちら、第2節ということで書いてございますが、その一番頭のリードの、6行ございますが、その下に米印で表の見方につきまして、一応簡単にではございますが補足の説明させていただいております。それぞれの表につきましては、平成30年度、31年度は実績の数値を用いて表記してございます。令和2年度の数値につきましては、第5期計画、今現行の計画でございますが、こちらにおける見込みの数値を表記してございます。そして、令和3年度から5年度につきましては、今、中間案で示しております第6期計画の見込みの数値ということを示しております。

そうしたことから、委員からご指摘のありましたような、例えば89ページにございます保育所等訪問支援ということで、こちら実績、30、31、ゼロでございますが、今年度、計画としては、現行計画は10見込みということで10名を見込んでおりました。次の次期計画におきましては、今後、児童発達支援センター、こうしたものを新たに設置したときに、この保育所等訪問支援事業というものが確立できるのではないかとということで、令和5年度に新たに10人という目標数値を設置させていただいております。

同様の考えでございまして、いろんな定着支援、それから、居宅の事業ということでいろいろご指摘を頂戴いたしましたが、そうしたことで、ちょっと数字の見た目のぶれがあるということをご了承いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○A会長 今、2名、手が挙げられておりますが、じゃ、先に。

関連してで、よろしく申し上げます。

○M委員 Mです。

今のと関連する形で、同じく差し替えのあった89ページの(4)の保育所等訪問支援のところなんですけれども、そのサービス内容のところ、こういう、具体的にはどういうことを想定した事業なのかがこれだけだと見えてこないから、そういう何か、想定されたものもあれば、ちょっとご説明いただきたいのと、それから、その文章のところ、

「当該施設における障害のある児童以外の児童との」って書いてありますよね。これは、そこが「以外の児童」じゃなくて、「全ての児童」が適切かなと思うんですけれども、わざわざこういうふうにここに表現している、ここはなぜなのか、説明いただけますか、よろしく申し上げます。

○事務局（大法障害福祉課長） 障害福祉課、大法でございます。

1点目の想定されているものということですが、現行、東大和市では、そういったサービス、また、サービス提供事業者がないということを含めまして、ゼロでなっております。実際にこちらのほう、まず、先に文章のほうですけれども、こちらのほうは、障害者支援法にこうした定義がございますが、それにのっとった書きぶりということでございます、いま一度委員のご指摘のあった、そういう意味合いにつきましても、そうしたことを加味して、もう一度確認をしてみたいというふうに思っております。

それから、想定されているというものでございますが、今こちらに書いてございます、障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設におられる障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援ということで、確かにこちらのほうを、障害についてあまりご存じでないという方につきましてはなかなか理解しにくい表現であるかなというふうにご覧いただけます。こちらのほうも、今想定していると、想定されているものということで、正直なところ、今現在、当市におきましてそのサービス提供というものがまだ確立しておりませんことから、そうしたことも含めまして、また、私どもで内容を確認いたしまして、表記のほうを含めまして、精査させていただきたいというふうに思います。

OM委員 申し上げたいんですけども、今、全然説明が分からないですよ、田口部長。なぜかという、保育園には、ここには、「障害のある児童以外の児童」という表現しているんですけども、普通、健常児とか表現されますよね。そういう子だけがいるわけじゃありませんよね。同じ、もしかしたら、程度は違っても障害として見られる子がいるとすれば、そういう子たちは、交流を考えるとすれば、交流は考えないの。もうそこらで今の表現だと、これを文章を変える可能性があるというふうに捉えればいいんですか。

○事務局（田口福祉部長） ご指摘のとおりの部分もあるかと思いますが、基本的には、今の保育園の中に健常児の方もおられれば、障害者保育をされている方もおられるというのは十分承知はしてございます。そこに入られていない障害のある方って、なかなか健常児とのつながりが希薄な部分もあつたりもしますので、そういった方も、必ずしも全てが障害児同士のみならず、健常児の方のつながりも含めて、どういうふうな形で児童発達の部分の支援をしていくかということになるかと思っております。

そういう意味で、現在なかなかそのところができていないというところで、見込量確保のための方策のところにもありますけれども、今後、市としても児童発達支援事業等々の事業を行いながら、そういった、要するにつながりがないお子さんを、健常児も含め、場合によっては障害児の方々同士も含めて、そういった形の捉え方をしていく。どちらかという、現在あけぼの学園の施設というのは、障害者の方が基本的な部分で、そこで横のつながりは出てきていると思っておりますけれども、健常者とのつながりがなかなか、その行かれています方ではないものですから、そういった方々と例えば、今お話のある、例えばM委員のところの保育園等との交流をすることによって、健常児とのつながりも含めて行

っていけるような事業を展開していきたいというふうなところで状況をここに記載させていただいておりますので、もう少し分かりいい条件がいいのかどうかというところは、引き続き検討を加えて、次の機会までにちょっと検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○A会長 こういう、やはり文章って、受け取る方によって違ったふうに受け取りやすい部分もありますので、今、部長、課長からご指摘あったように、この文言等を誤解ないようにというのはもちろんでございますし、私はこの支援はすごく前向きに捉えておりました、今部長からもおっしゃったように、障害児の方々のやはり、なかなか健常児の人たちとの交流というのが難しい現状もございます。大学のほうでも、保育士・幼稚園教諭養成をしております、その中で障害児教育がもう必修の科目でやっておりますので、そういったものを保育園、または幼稚園でも障害児が、インクルーシブにいるというのは大前提なんですけれども、なかなか障害を持っている障害児の方々がインクルーシブな形の保育園、幼稚園に行くというのがなかなか難しい状況がございますので、こちらの支援というのは、一つそこに一步踏み出せるというふうに思いますので、文言等を気をつけながら、前向きに進めていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

ほかにご質問はいかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

○R委員 Rと申します。

地域福祉計画の11ページなんですけれども、この計画の期間というのはあるんですが、基本構想、基本計画は令和4年から始まりますよね。それで、計画というのは3年から始まるんで、もう1年前に始まってしまうんで、市の基本となる構想とか、計画と整合性は大丈夫なんですか。

○事務局（田口福祉部長） ありがとうございます。

今現在、たった今、委員のお話がありましたとおり、基本構想自体が1年先、要するに再来年度からになります。ただ、総合計画の中の基本構想につきましては、この12月の議会に議会上程をする予定でもう準備を進めておりますので、基本構想自体はこの時点でできるかなというふうに思っております。ただ、具体的な基本計画のほうはこれから先になりますので、ただ、現実的には、この辺の整合性を取りながら、大きな違いがないような形では、基本的には整合性を取っていこうというふうなところでは考えております。

ですから、この計画がボトムアップがいいかどうかは別としてですけれども、下から上に上げていくような部分も含めて、その辺は、基本構想・基本計画の中の対応には齟齬がないような形で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○R委員 ありがとうございます。

じゃ、次にもう一つだけ、資料の8なんですけれども、東大和の自殺の状況が1位から5位まで挙がっているんですけれども、独り暮らしの人は2位の1人で、あと4人はみんな同居なんですよね。一般的には何か、独り暮らしの方のほうが自殺が多いのかなというイメージがあるんですけれども、同居の方だったら家族の話合いとかあるのに、同居している人のほうが、5位までのうち4つが同居の人なんですよね。一般に独り暮らしの人のほうが自殺が多いのかってイメージがあるんですけれども、どうして同居の人のほうが自殺が多いんでしょうかね。その辺がちょっとこれからの対策に何か、かい離があるのかなと、動機があるんですか。

○事務局（志村健康課長） 健康課、志村でございます。

一応、主な自殺の特徴というのは、いろんなデータからの国が示したものを載せております。冊子のほうの11ページのほうに、同居人の有無別の自殺の状況ということで国と東京都と東大和市という形での比較ができるようなものがあります。こちらを見ていただきますと、市としては「同居あり」が国と東京都と比較してみると、やはり多いというふうな形になっております。こちらのほうの原因というか、そういったものの分析まではまだしてはいないんですけれども、同居する方がある中での自殺対策というような部分でも、やはり基本は、先ほどから説明しているように、まず、啓発と周知、皆さんに知っていただくところから始めていくのが取組の対策のスタートかなというふうに考えております。

以上でございます。

○R委員 ありがとうございます。

○A会長 では、私、あと、フォローという形で。

地域福祉のメンタルヘルスをしながらやっているの、そこからですけれども、例えばですが、定年退職をした方、今回のデータだと1位のところに当たるかなと思うんですけれども、孤独と孤独感という、要は孤立という状態が独り暮らしを一つ指すと思うんですけれども、孤独感という感情は、実は1人じゃなくて、複数、要は同居がいたりとか、周りに人がいるんだけど孤独というのを感じる感情というのが自殺につながりやすいというふうに言われておりますので、国のデータをずっと今までも追いかけてきましたけれども、やはり同居者のほうが圧倒的に自殺率は高いというふうになっていますので、孤立という状態と孤独という感情というものを少し分けて考える必要があるんで、この自殺対策のアプローチというのもそういうところの視点持って、取り組んでいただければなというふうに思っています。

○R委員 ありがとうございます。

○A会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○H委員 すみません、Hと申します。ちょっとお時間がないので急ぎますけれども。

ちょっとお願いが2つありまして、資料の2と資料の4でございますが、名簿のところなんですけれども、すみません、私が今、Hで、Xさんの後で今、参加させていただいてますけれども、この名簿差し替えをお願いできますか。そのままになっております。それが1点です。今、2つの資料に同じXさんの名前がそのままになっておりますので、それを差し替えていただけたらと思います。

あと、資料1の第6次東大和市地域福祉計画の中の1ページ、1ページの文言なんですけれども、上から17行目の、ここに「緊要」という言葉って、これふだん皆さん使われますか。「緊要」、「地域福祉のあり方を検討することが緊要な課題となっています」という。「緊要」という言葉の意味は差し迫っていて大切なことという意味だと思うんですけれども、「緊要」という言葉がちょっと常用漢字にも出てこないような漢字なんですけれども、これを例えば、「喫」ですね、喫煙等の喫に緊で「喫緊」というのかな、「喫緊」、「喫緊」、そういう言葉のほうがよろしいかなと思うんですけれども、その辺、検討をお願いしたいと思います。

あと、18ページの(5)番の世帯数・世帯人員の推移というところで、その前の15ページはちゃんと人口構成の推移も各年1月1日現在と表示がしてあるんですけれども、18ページのここには、(5)の下には住民基本台帳によると書いてありますけれども、これ人口とか世帯というのは毎月毎月市報でも発表があるように、常に増減していますよね。その関係で、この部分を同じように1月1日にするか、もう来年令和3年になりますけれども、1月1日現在にしたほうがよろしいかなと思うんですけれども、いかがでございましょう。例えば先月、10月1日時点の、今一応、増えているのがやっぱり世帯数なんです。3万9,117になってますけれども、現在、もう3万9,536世帯になっておりますので、人口はあまり変わらないんですけれども、その辺で同じように統一したほうがよろしいかなと思います。

あと、もう1点、その下の数字の2、要介護（要支援）認定者数・認定率の状況の中で、ここに説明文がございますよね、増加傾向で推移していますが、平成30年度以降は増加が緩やかになってますと、このなぜ緩やかになっているかというちょっと意味が、説明が必要じゃないかなと思います。私の印象では、多分、要介護認定の基準が30年前後で見直しがあって、認定基準が上がったので、こういう具合になっているんじゃないかなという判断はしておりますが、その辺はいかがでございましょう。

大体、質問は以上でございます。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ご質問ありがとうございます。福祉推進課、嶋田でございます。

順次ですね、まず、資料の1の1ページ、今、H委員からご指摘いただきました、1ページの上から十七、八行目ですかね、「緊要な」という言葉で、「喫緊」がいいんじゃないかと。確かにご指摘のとおり、なかなか緊要という言葉は私も、すみません、ちょっと

チェック漏れなので、ちょっと確認をしまして、ご指摘のあったように「喫緊の課題」という言い方はよくすると思いますので、ちょっとそこらあたりをベースにちょっと修正を加えたいと思っております。ありがとうございます。

それから、同じ資料1の18ページの上段の(5)世帯数・世帯人員の推移ということですが、大変申し訳ございません、ここに確かに日付が記載が漏れております。今確認しましたところ、一応今、1月1日付というふうなところで確認が取れましたが、もう一度住民基本台帳と付け合わせ等しまして、確認した上で正確な表示をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、同じページの下段のほうですね。要介護認定の増加が緩やかになっているというところの表現でございますけれども、このあたりも今のお話のとおり理由かなとは思いますが、ちょっとそのあたりのところは、これは出典のところは月次報告等いろいろ、そこから引っ張っていますので、意図も踏まえながらちょっと確認はしてみたいと、また、その表現方法としてあまりちょっと分かりづらいとかそういうことであれば、そのあたりもちょっと見直してみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

OH委員 ありがとうございます。

OA会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する人なし)

OA会長 それでは、皆様、こちらにつきまして、もう質問がないということで、ここでお諮りをしたいと思います。

(1) 第6次東大和市地域福祉計画等福祉4計画(中間案)について、事務局が示したとおりで賛同いただけるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

OA会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたしたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

では、続きまして、(2)令和2年度地域福祉審議会の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(武村係長) それでは、事務局の武村からご説明をさせていただきます。

(2)令和2年度の地域福祉審議会の予定についてでございます。

当日配付の資料9をご覧ください。

まず、11月にある本日の審議会全体会が終わったことで、この審議会では皆様に審議していただいた案を使用しまして、12月からパブリックコメントと市民説明会を実施いたします。このパブリックコメントを通じまして、市民の方からの意見をいただき、計画に

反映させ、最終的な計画の案を来年の1月、2月に決定する予定でございまして、1月に開催予定の専門部会でまず報告を行い、その後、2月の全体会で最終的な計画案を決定いたしますので、こちらをよろしくお願いたします。

なお、本日、委員からいただいた意見については、1月、2月に作成する計画の最終案に反映していきたいと考えております。

また、2月の全体会の場合では、平成31年度の各計画の実施状況報告も併せて行いたいと考えております。

今年度のスケジュールはおおむね以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。

事務局から、(2)令和2年度地域福祉審議会の予定について説明が終わりました。

ご質問がございましたら、名前をおっしゃってから発言をお願いしたいんですが、ございますでしょうか。

○S委員 市民説明会は、たしか何か前回の記憶だと、この会議棟か何かで前回と同じようにやるというような、そういうイメージでよろしいでしょうか？

○事務局（嶋田福祉推進課長） 福祉推進課の嶋田のほうから今のご質問でご回答させていただきますが、12月1日付の市報におきまして、それから、市ホームページ等において周知をさせていただきたいと思っておりますが、今、S委員ご指摘のとおり、いわゆるコロナ禍という状況での市民説明会となります。ですので、場所は会議棟の第1・第2会議室、ちょうどこの下の北側を2か所ぶち抜いた形の広さとなりますので、この今の会議室のこの形状より若干狭い状況になります。そういった状況でございますので、コロナ禍ということもございまして、一応定員を設け、事前申込み制という形をまず考えております。それから、当然、手話通訳が必要な方とかもおられますので、そういったことも事前申込み制という形で、今のところ15名程度の定員を設けて、2時間程度の説明会という形を土曜日の午前と、それから、21日月曜日の午後という形での2回を想定しております。

実際15名定員を設けますけれども、事前申込み制という形ですので、基本的には定員で切るんですが、若干の定員の増減というか、ちょっと増えていく、人が申し込んできた場合とか、当日来てしまった人かというのは、もう可能な範囲で受け入れさせていただいて、そこは、説明会のほうはご参加いただけるような形での配慮を考えたいと思っております。

以上でございます、

○S委員 この今日の本文とは関係はありませんけれども、私としては市民の方がどういうふうな意見持っているかなということは多少関心があるので、前回も何回かのうちの1回出たんですけれども、15名定員だと、定員状況を見ながら、余裕があれば私も参加させていただきたい。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ありがとうございます。

そういったご意見であれば、一応、一般市民の方と同じような形での受け付けという形で、できれば福祉推進課、私どものほうでお電話等お受けしますので、申し込んでいただいて、お願いできればと思っております。

以上です。

〇A会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する人なし)

〇A会長 それでは、皆様、こちらにつきまして質問等はないようですので、これをお諮りをしたいと思います。

(2) 令和2年度地域福祉審議会予定について、事務局が示してとおりでご異論はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇A会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

その他の連絡事項として、事務局から何かございますでしょうか。